2

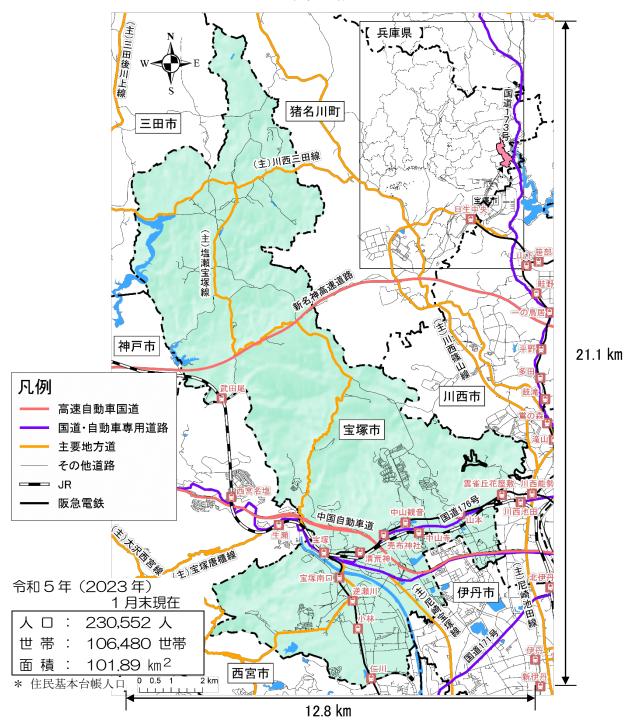
地域の概況とまちづくりの方向性

2.1 地域の概況

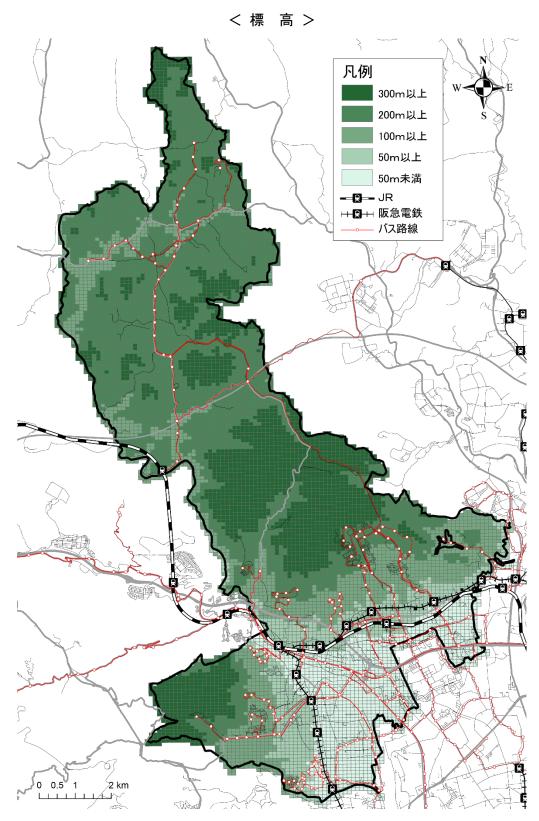
(1) 位置·地勢

- ・本市は兵庫県の南東部に位置しており、市域は南北に細長く、住宅地が広がる南部市街地と 豊かな自然に囲まれた北部田園地域の、大きく特性の異なる地域を有しています。
- 東は猪名川町、川西市、南は伊丹市、西宮市、西は神戸市、三田市に接しています。
- 市域は東西 12.8 km、南北 21.1 km、総面積は 101.89 km²です。

< 位置と概況 >



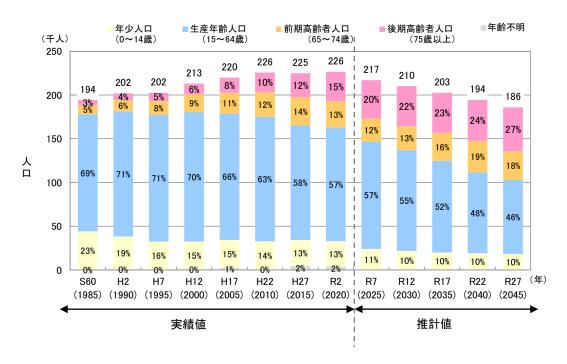
• 阪急宝塚線と阪急今津線に囲まれた南東の地域は、標高が 50m 未満の比較的平坦な土地が 広がっていますが、阪急宝塚線から北側、阪急今津線から西側は、勾配が急な土地となって います。



出典) 国土地理院 基盤地図情報 数値標高モデル

(2) 人口

- 本市の令和2年(2020年)の人口は、22.6万人です。
- 昭和60年(1985年)~令和2年(2020年)までは増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)をピークに減少に転じ、令和27年(2045年)には、18.6万人に減少すると推計されています。
- 高齢化率は、令和2年(2020年)は28%です。後期高齢者の割合が15%で、前期高齢者の13%を上回っています。
- ・令和27年(2045年)には高齢化率は45%にまで増加すると推計されており、後期高齢者は27%で、市民の4分の1以上が後期高齢者で占められると予想されています。



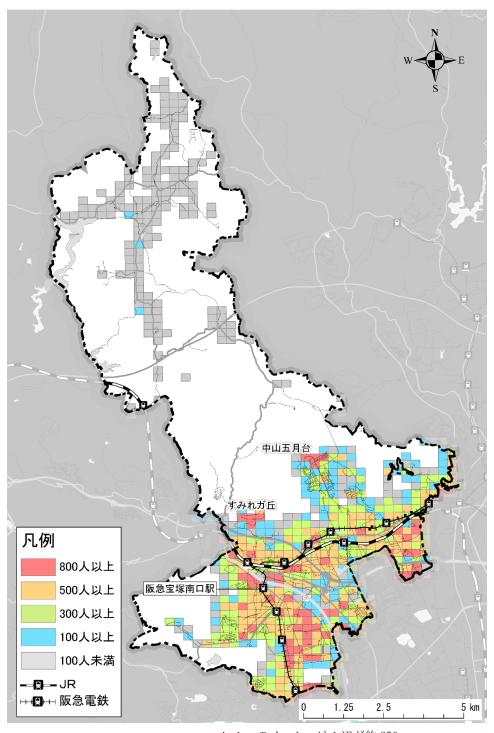
< 人口:年齢別人口比率の推移 >

* 人口の構成比は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない。 出典) 令和2年(2020年)以前:国勢調査

令和7年(2025年)以降:「日本の地域別将来推計人口」(平成30年(2018年)3月推計) 国立社会保障・人口問題研究所

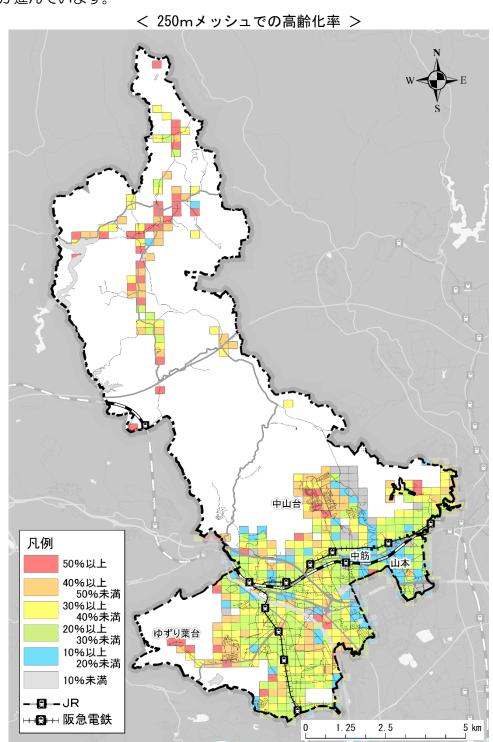
- ・人口は、南部地域に集中しています。
- ・250mメッシュ当たりの人口が800人以上の地区が、南部地域全域に点在しており、阪急 宝塚南口駅や阪急小林駅付近、集合住宅のあるすみれガ丘、中山五月台に多くみられます。
- ・北部地域は人口密度が低く、ほとんどの地域で 250mメッシュ当たりの人口が 100 人未満となっています。

< 250mメッシュ当たり人口 >



* 1 つのメッシュは 1 辺が約 250m 出典) 令和 2 年 (2020 年) 国勢調査地域メッシュ統計

- 南部地域では高齢化率が30%未満のメッシュが多くなっています。特に中筋・山本では20% 未満のメッシュが多く、高齢化率が低い地区となっています。
- 昭和30~40年頃(1955~1965年頃)から住宅地開発が進められてきた中山台や、ゆずり葉台では、高齢化率が50%以上のメッシュがみられます。
- ・北部地域のほとんどのメッシュは高齢化率 30%以上で、50%以上のメッシュも多くみられ 高齢化が進んでいます。



2_5

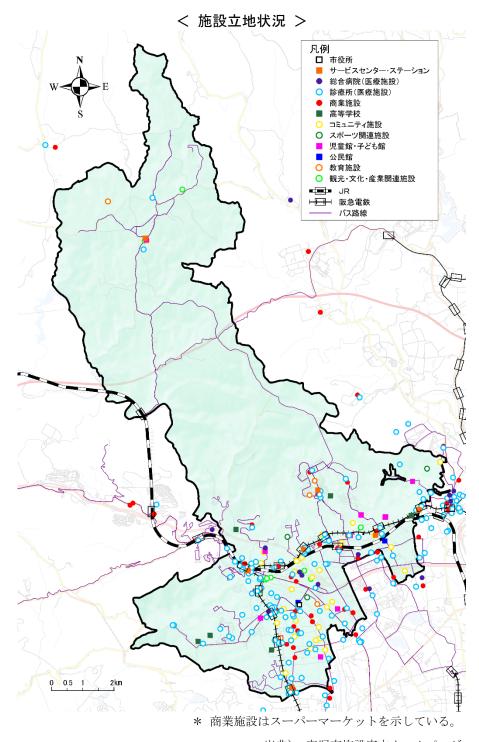
*1 65 歳以上を高齢者として集計 *2 1 つのメッシュは1 辺が約 250m

*3 秘匿対象地域メッシュ人口・年齢不詳を除いた値で算出

出典) 令和2年(2020年) 国勢調査地域メッシュ統計

(3) 施設立地状況

- ・商業施設や医療施設は、南部地域の駅周辺に集まっており、北部地域はスーパーマーケット のような商業施設や総合病院のような医療施設がない状態です。
- 南部地域の商業施設はバス路線沿いに多く立地し、医療施設は地域の各所に点在しています。
- 南部地域には商業施設や医療施設だけでなく、様々な分野の施設が多く立地しています。



出典) 宝塚市施設案内ホームページ 宝塚市所管データ

(1) 第6次宝塚市総合計画

「第6次宝塚市総合計画」は、本市が定める計画の最上位に位置する計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示しています。

スローガン	わたしの舞台はたからづか
計画期間	令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)
まちづくりの視点	1. 活動·活躍できる場があるまちづくり 2. あらゆる人の暮らしを支え、誰もが幸せに住み続けられるまちづくり 3. 活力を創出し、将来を見据えた持続可能なまちづくり
都市づくりの 基本的な考え方	1. 都市構成に基づいた都市づくり 2. 人口減少等を見据えた都市づくり 3. 地域の特性を生かした拠点づくり
めざすまちの姿	【 5 つの分野に共通するめざすまちの姿 】 ○ 共に創り、未来につなぐまち -都市経営-
	【 5 つの分野ごとのめざすまちの姿 】 ○ 住み続けたい、安全・快適な暮らしがあるまち -安全・都市基盤- ・ 道路・交通 「歩行者や車両にとって安全で快適な道路空間の整備が進むととも に、生活を支える移動手段が確保されている。」
	 ○ 福祉が充実し、安心して暮らせるまち -健康・福祉- ○ 子どもの生きる力が育つまち -子ども・教育- ○ 豊かで美しい環境を育むまち -環境- ○ 宝塚らしい "にぎわい"と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち -観光・産業・文化-

^{*} 本計画が実現をめざす、公共交通に関連するめざすまちの姿を下線で示しています。

(2) 第2期 夢・未来 たからづか創生総合戦略

「第2期 夢・未来 たからづか創生総合戦略」は、第6次宝塚市総合計画のまちづくりの視点 やめざすまちの姿を実現するための具体的な取組を定めています。

計画期間	令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)
取組における視点	① 市民の力が発揮され、魅力を発信できるまちづくり ② 時代にふさわしい行財政経営
基本目標	基本目標1:心がつながり、健康と安心を実感できるまちづくり 基本目標2:子どもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり 基本目標3:活力あふれる、創造性豊かなまちづくり
基本目標に基づく施策	基本目標1 基本的方向(1)安全で安心、快適な暮らしの提供 基本的方向(2)地域を支える基盤の整備 施策1-(2)-② 誰もが移動しやすい公共交通の整備 * 公共交通ネットワークの見直し 既存の公共交通の維持や利便性の向上を図るとともに、地域の実情に応じた新たな移動手段の確保を検討します。 * バリアフリー車両*の導入促進 ノンステップバス*などバリアフリー車両の導入促進により、すべての人にやさしい交通環境の整備に取り組みます。 基本的方向(3)誰もが主体的に地域社会に参画でき、いきいきと暮らせるまち

^{*} 本計画と関連する公共交通に関わる施策を下線で示しています。

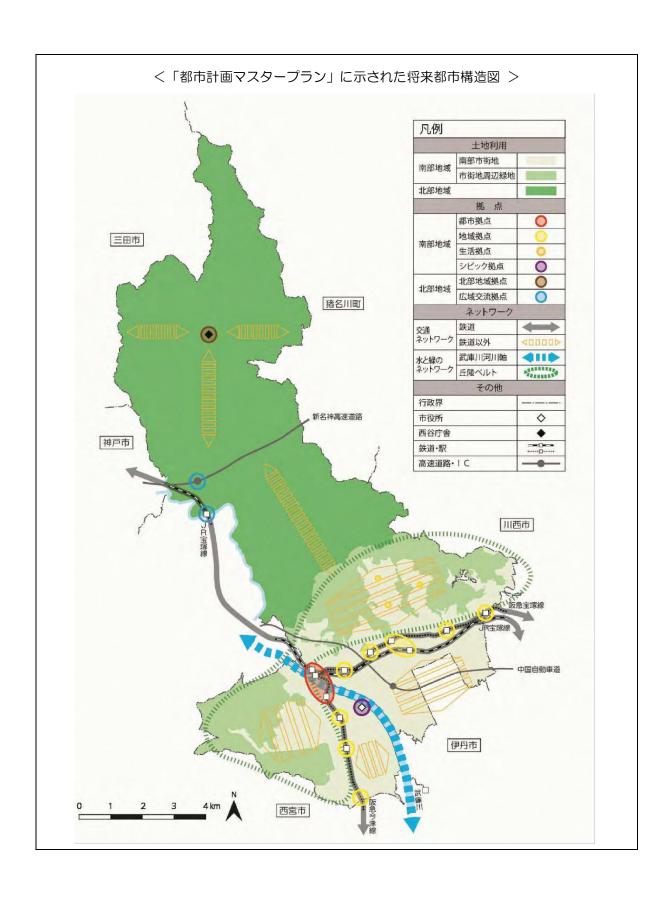
(3) 宝塚市都市計画マスタープラン

「宝塚市都市計画マスタープラン」は、都市計画法に基づき市が定める「都市計画に関する 基本的な方針」です。

都市づくりの目標の実現に向け、都市づくり全般の観点から部門別の方針を定めています。

計画期間	令和 4 年(2022 年)から概ね 10 年間
めざす将来都市像	・居住環境の継承・文化芸術の醸成・自然環境との共生
都市づくりの方向	(1) 多様なライフスタイルが実現できる都市づくり(2) 住まいとしての魅力が感じられる都市づくり(3) 様々な活動が展開される訪れたくなる魅力ある都市づくり(4) 緑豊かな環境が持続する都市づくり(5) 安全で安心な暮らしが実現できる都市づくり(6) 多様な主体の協働による都市づくり
都市づくりの方針	1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 都市施設整備等の方針 〈基本方針〉 (4) 誰もが移動し、活動できる環境の形成 〈個別方針〉 (1) 道路·交通 ③鉄道・バス施設 ・本市では、鉄道駅を交通結節点*とした鉄道・バスによる公共交通ネットワークが形成されていますが、近年、バス路線の廃止や運行本数が減少する傾向が続いています。 ・鉄道駅を中心とした交通結節機能の強化を図るとともに、市民の活動の機会を確保するため、鉄道・バスの維持と利用促進を図り、新たな移動手段の確保をめざします。 ア 鉄道施設 ・駅へのアクセス道路や駅前ロータリー、自動車・自転車駐車場などの整備、駅舎及び移動経路のバリアフリー化*、乗り換え利便性の向上などの交通結節機能の強化を、各鉄道駅の特性に応じて交通事業者とともに取り組みます。 イ バス施設 ・市民の移動手段の確保のため、交通事業者との協議・調整のほか、住民主体の地域交通などの活動を支援します。 ・すべての人にやさしいバス交通をめざし、停留所の待合環境の向上やノンステップバス*の導入によるバリアフリー化などを交通事業者とともに取り組みます。 4. 都市防災の方針 5. 都市景観形成の方針

* 本計画と関連する公共交通関連の都市施設を下線で示しています。



(4) 宝塚市立地適正化計画

「宝塚市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法に基づく持続的な都市づくりのために居住や都市機能の誘導などを図るための計画です。

都市計画マスタープランの一部とみなされ、持続可能な都市づくりの観点から居住誘導や都市機能誘導に関する方針を定めています。

計画期間	令和 4 年(2022 年)から 10 年間
計画の目標	住宅都市として、+αの魅力があり、多様なライフスタイルが実現できる 都市
誘導方針	(1)居住誘導の方針 宝塚の個性を生かした居住誘導 (2)都市機能誘導の方針 地域特性に応じた都市機能の誘導による多様な空間の創出 (3)交通ネットワークの方針 誰もが移動しやすい環境の形成
交通ネットワーク 形成の考え方	鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」を形成します。併せて、これらのネットワークを補完するため、多様な主体による移動手段の確保をめざします。
	 <立地適正化計画の交通ネットワーク形成のイメージ> R例 鉄道・駅 拠点間ネットワーク 地域・地域間ネットワーク 地域・地域間ネットワーク 地域・地域間ネットワーク
誘導施策	〈交通ネットワークの施策〉 (1)鉄道、バスの維持と利用促進 鉄道駅間を結ぶ「拠点間ネットワーク」、鉄道駅と周辺の住宅地を 結ぶバスを中心とした「拠点・地域間ネットワーク」の維持と利用 促進を図ります。 (2)地域の実情に応じた新たな移動手段の確保 個別の移動ニーズに対応した新たな移動手段の導入の検討を市民 や行政、交通事業者などと連携して行います。 (3)自転車利用者や歩行者の安全確保 (4)歩道や交通結節点*のバリアフリー化*

* 本計画と関連する公共交通ネットワークの施策を下線で示しています。